

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成27年4月2日(2015.4.2)

【公開番号】特開2013-175285(P2013-175285A)

【公開日】平成25年9月5日(2013.9.5)

【年通号数】公開・登録公報2013-048

【出願番号】特願2012-37549(P2012-37549)

【国際特許分類】

H 05 B 33/10 (2006.01)

H 01 L 51/50 (2006.01)

H 05 B 33/02 (2006.01)

H 05 B 33/04 (2006.01)

【F I】

H 05 B 33/10

H 05 B 33/14 A

H 05 B 33/02

H 05 B 33/04

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月10日(2015.2.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

可とう性を有する第1の基板の一方の面上に、第1の電極を形成する工程と、
支持基板の一面上に、有機物層を設ける工程と、
前記有機物層を加熱して溶融させた状態で、前記第1の基板の他方の面と、前記有機物層とを密着させる工程と、

前記有機物層を冷却して固化させ、前記第1の基板と前記支持基板とを前記有機物層を介して接着する工程と、

前記第1の電極上に、発光性の有機化合物を含む層を形成する工程と、

前記発光性の有機化合物を含む層上に、第2の電極を形成する工程と、

前記有機物層を加熱して溶融させた状態で、前記支持基板から前記第1の基板を剥離する工程と、を有し、

前記有機物層に、融点が30以上150以下の有機化合物を含む材料を用いることを特徴とする発光装置の作製方法。

【請求項2】

可とう性を有する第1の基板の一方の面上に、第1の電極を形成する工程と、
支持基板の一面上に、有機物層を設ける工程と、
前記有機物層を加熱して溶融させた状態で、前記第1の基板の他方の面と、前記有機物層とを密着させる工程と、

前記有機物層を冷却して固化させ、前記第1の基板と前記支持基板とを前記有機物層を介して接着する工程と、

前記第1の電極上に、発光性の有機化合物を含む層を形成する工程と、

前記発光性の有機化合物を含む層上に、第2の電極を形成する工程と、

前記第1の基板の前記一方の面と対向し、且つ可とう性を有する第2の基板と、前記第

1の基板とを封止層を介して接着する工程と、

前記有機物層を加熱して溶融させた状態で、前記支持基板から前記第1の基板を剥離する工程と、を有し、

前記有機物層に、融点が30以上150以下の有機化合物を含む材料を用いることを特徴とする発光装置の作製方法。

【請求項3】

請求項2において、

前記第1の基板または前記第2の基板の一方に、金属材料または合金材料を用い、

前記第1の基板または前記第2の基板の他方に、前記発光性の有機化合物からの発光を透過する材料を用いることを特徴とする発光装置の作製方法。

【請求項4】

請求項2において、

前記第1の基板または前記第2の基板の一方に、金属材料または合金材料を用い、

前記第1の基板または前記第2の基板の他方に、前記第1の電極に近い側からガラス層と有機樹脂層とが順に積層され、且つ前記発光性の有機化合物からの発光を透過する積層体を用いることを特徴とする発光装置の作製方法。